令和８年１１月５日

課名：建築都市総務課契約室
直通：092-643-3707
内線：４６２４　野見山

指　名　停　止　措　置　状　況　書

指名停止措置の概要

１　指名停止措置建設業者：
　① 木村土建（株）　福岡市博多区大井１－６－３
　②（株）塚田工業　福岡市博多区東那珂２－４－５３－３号室
　③（株）未来興産　福岡県糟屋郡新宮町下府６－９－１４

２　指名停止の期間：
　令和８年１１月５日～令和８年１２月４日（１ヵ月）

３　事実概要：
　令和８年３月２５日１４時頃、建築都市部発注「福岡武道館解体工事（第２工区）」において、解体作業に伴う屋根葺き材の撤去作業中、作業員が外部足場と軒先の隙間より転落（高さ約８ｍ）し、重傷を負った。

４　指名停止の理由：
　福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱第３条に定める別表その１第７号に該当する。
　従って、本件については、指名停止１ヵ月とする。

【指名停止等措置要綱　別表その１第７号該当】

措　置　要　件	期　間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） ７　県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき	当該認定をした日から２週間以上４ヵ月以内